

よくあるご質問(授業料)

○ 授業料の納入時期等について、お知らせはありますか？

毎年、4月頃に[本学ホームページ](#)及び学務情報システム(学生向け)にてご案内しております。郵送等により個別にご案内はしておりませんので、ご了承ください。

○ 引落日に振替口座から授業料が引落しされていませんが、何故でしょうか？

引落日のどの時点で引落しが反映されるかは、金融機関により異なります。翌日以降に通帳で確認してください。

授業料相当額が口座に入金されているにも関わらず引落しがされて無い場合は、以下の点についてご確認ください。

(1) 口座振替の手続きをした口座に正しく入金されているか

(2) 授業料免除を申請しているか

授業料免除を申請中の方は、結果が出るまで引落しを行いません。不許可や一部の免除等となった場合は、原則として決定があった月に引落されます。

それでもなおご不明な場合は、経理・調達課債権管理担当までご連絡願います。

○ 授業料の振替口座は学生本人名義でなければいけませんか？

登録する振替口座の名義は、学生本人でなくても差し支えありません。

○ 授業料の支払方法を「請求書」から「口座振替」に変更したいのですが、どうすればよいですか？

「授業料・寄宿料等の口座振替について(ご案内)」及び「口座振替の手続について(山陰合同銀行の口座をお持ちの方のみ対象)」をご参照ください。

なお、請求書から口座振替への支払方法変更は、原則手続時の翌期からとなります。当期分の授業料につきましては、本学から発送しております請求書にてお支払いいただきますようお願いいたします。

○ 授業料の振替口座を変更したいのですが、手続きはどうすればよいですか？

「授業料・寄宿料等の口座振替について(ご案内)」及び「口座振替の手続について(山陰合同銀行の口座をお持ちの方のみ対象)」をご参照ください。

なお、振替口座の変更については、原則手続時の翌期からとなります。

○ 登録した振替口座を忘れてしまいました。どうすればよいですか？

口座振替登録時の手続書類や申請メール等をご確認ください。それでもなおご不明の場合は、経理・調達課債権管理担当までご連絡願います。

○ 授業料の支払方法を「口座振替」から「請求書」に変更したいのですが、どうすればよいですか？

経理・調達課債権管理担当までご連絡願います。(銀行の手続きは不要です)

なお、銀行振込の場合は手数料をご本人様にご負担いただいておりますので、ご了承ください。

○ 授業料の請求書に記載されている支払期限が過ぎていますが、使用できますか？

支払期限を過ぎた振込依頼書でもそのままお使いいただけます。ただし、前期は9月末、後期は3月末までに納入が無い場合には除籍となりますので、くれぐれもご注意ください。

○ 授業料の請求書を紛失してしまいましたが、どうすればよいですか？

請求書を再発行いたしますので、経理・調達課債権管理担当までご連絡願います。

○ 授業料の支払方法が請求書の場合、ATM・ネットバンキングでの振込は可能ですか？

可能です。ただし、どなたからの振込か分からなくなる恐れがあるため、ATMでのお支払いと同様に、振込人名を「請求書の右上に印字の請求書番号(10桁)+「学生氏名(カタカナ)」としてください。万が一、振込人名を学生氏名以外で振込された場合、経理・調達課債権管理担当までご連絡願います。

○ 授業料の支払方法が請求書の場合、振込手数料はどうなりますか？

振込手数料は振込人負担となります。

○ 授業料の振替口座への入金を忘れており、引落しがかかりませんでした。どのように納入すればよいでしょうか？

預金残高不足等により引落しができなかった場合、前期分にあつては6月25日に、後期分にあつては12月25日(振替日が金融機関休業の場合は翌営業日)に再度引落しを行いますので、速やかに登録口座に入金くださいますようお願いいたします。

○ 教育ローンを組む際に、金融機関から授業料の金額を証明する書類を求められました。どうすればよいですか？

[本学ホームページの授業料納入通知](#)を印刷の上、金融機関に提示してください。これ以上の証明が必要な場合は、経理・調達課債権管理担当までご連絡願います。

○ 授業料の領収書を発行して欲しいのですが。

金融機関等から授業料を納入した証明を求められた際に、預貯金通帳への印字や金融機関の発行する受取書等では不十分である場合は、別途領収書又は領収証明書を発行しますので、経理・調達課債権管理担当までご連絡願います。